	⑵　自動再発信（応答のない相手に対して引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。）を行う場合にあっては、その回数は３回以下であること。ただし、最初の発信から３分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。 ⑶　⑵の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。
	3　送信タイミング ⑴　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の６の４又は第49条の６の５の伝送設備（以下この項において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。 ⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始時点から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は±1.5チップの範囲にあること。
	4　ランダムアクセス制御 ⑴　制御チャネルにおける送信は、伝送設備から指定された条件に基づく信号を送出後、伝送設備から指定された時間（7,680チップ又は12,800チップ）後に送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信してから7,680チップ後に情報の送信を行うこと。 ⑵　⑴において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び⑴の動作を実行するものとする。この場合において、再び⑴の動作を実行する回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、64回を超えないこと。
	5　位置登録制御 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出するものであること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合にあっては、この限りでない。
	6　受信レベル通知機能 伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定されたチャネルの受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知するものであること。
	7　送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、確認をする信号の送出は不要とする。
	8　端末固有情報の変更を防止する機能 ⑴　端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
	⑵　端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。 ⑶　端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。
	9　その他 端末設備等規則第22条第２号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。
無線設備規則第49条の６の６に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップの無線設備を使用する端末設備	1　基本的機能 ⑴　発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。 ⑵　応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。 ⑶　通信を終了する場合にあっては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
	2　発信時の制限機能 ⑴　発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときにおいては、選択信号送出終了後２分以内にチャネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。 ⑵　自動再発信（応答のない相手に対して引き続いて繰り返し自動的に行う発信をいう。）を行う場合にあっては、その回数は３回以下であること。ただし、最初の発信から３分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。 ⑶　⑵の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。
	3　送信タイミング ⑴　制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の６の６の伝送設備（以下この項において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。 ⑵　通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その偏差は０から＋３チップの範囲にあること。
	4　ランダムアクセス制御 ⑴　制御チャネル上で、上りメッセージを送出後、100ミリ秒以上8,000ミリ秒以下の伝送設備から指定された時間内に、確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。 ⑵　⑴において確認信号を受信できなかった場合は、再び⑴の動作を実行するものとする。この場合において、再び⑴の動作を実行する回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、７回を超えないこと。
	5　送信停止指示に従う機能 伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、確認をする信号の送出は不要とする。